

**所有者不明土地の管理適正化マニュアル作成業務委託
企画提案競技募集要領**

1 委託業務名

所有者不明土地の管理適正化マニュアル作成業務委託

2 業務目的

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（以下「所有者不明土地法」という。）に基づく管理不全状態の所有者不明土地について、市町村が管理適正化を促進するに当たり、所有者不明土地法に基づく勧告・命令・代執行等の判断基準及び手順を示したマニュアルを作成する。

3 委託業務の内容

別添「所有者不明土地の管理適正化マニュアル作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

5 予算額

上限 2,985 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

6 参加資格

参加者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 本企画提案の募集開始日から企画提案書の提出時までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本企画提案の募集開始日から契約の相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (7) 仕様書に記載する業務の内容・実施体制などの要求事項をすべて具備していること。

7 スケジュール

募集要領の公開	令和7年2月27日(木)	
質問事項の受付開始	2月27日(木)	午前9時から
質問事項の受付期限	3月5日(水)	午後5時まで
質問事項の回答	3月7日(金)	
企画提案競技参加申込書の提出期限	3月14日(金)	午後5時まで
企画提案書の受付開始	2月27日(木)	午前9時から
企画提案書の提出期限	3月21日(金)	午後5時まで
企画提案審査	3月 下旬	
審査結果の通知	3月 下旬	

8 質問の受付及び回答

この募集要領等に関する質問がある場合は、以下により「質問票（様式第1号）」を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年2月27日(木)午前9時から3月5日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

「15 問い合わせ先及び書類の提出先」宛てに電子メールにより提出すること。提出の際の件名は「(法人名)所有者不明土地の管理適正化マニュアル作成業務委託に関する質問」とすること。

また、電子メール送信後、提出日のうちに電話で到達確認を行うこと。なお、簡易な確認事項を除き、電話による質問には応じない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた上で、3月7日(金)に埼玉県ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0108/tochiseisaku/koubo01.html>)に掲載する。

9 企画提案競技への参加申込

本業務の企画提案競技への参加を希望する者は、以下により「企画提案競技参加申込書（様式第2号）」を提出すること。

(1) 提出期間

募集要領公開後から令和7年3月14日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

「15 問い合わせ先及び書類の提出先」宛てに電子メールにより提出すること。提出の際の件名は「(法人名)企画提案競技参加申込」とすること。

また、電子メール送信後、提出日のうちに電話で到達確認を行うこと。

10 企画提案書等の提出

企画提案書等は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

募集要領公開後から令和7年3月21日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

別添「仕様書」を参照の上、募集要領「11 企画提案書等」に示す書類を提出すること。

(3) 提出方法

「15 問い合わせ先及び書類の提出先」宛てに電子メールにより提出すること。電子メール送信後、提出日のうちに電話で到達確認を行うこと。

(4) その他留意事項

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可。)

イ 応募書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。

ウ 提出期限を過ぎて提出された提案書類は無効とする。また、提出後の内容変更及び再提出は認めない。ただし、埼玉県からの指示による場合はこの限りではない。

エ 企画提案書等の提出後に申込を辞退する場合は、その旨を文書(様式任意)に記載の上、「15 問い合わせ先及び書類の提出先」に電子メールにて提出すること。

11 企画提案書等

提出する書類は以下のとおりとする。なお、様式は任意とするが、全てA4判(レイアウトは横が望ましい。)とすること。

(1) 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

ア 表紙

- ・表題(所有者不明土地の管理適正化マニュアル作成業務委託企画提案書)
- ・応募者の住所、代表者氏名並びに担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス

イ 目次

ウ 提案内容等

- ・基本方針
- ・具体的な企画案
- ・デザインサンプル(イメージ写真・文章等)
- ・各業務に係るスケジュール
- ・業務実施体制
- ・自社のPRできる事項、過去の実績
- ・その他必要と思われる事項

(2) 見積書

経費を積算した内訳書を添付すること。

宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

(3) 法人の概要が分かるもの（既存のパンフレット等）

(4) 募集要領の「6 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第3号）

12 審査・選定

(1) 県は本業務に関する業務委託契約先候補者選定委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。

(2) 選定委員会による審査の結果、最も評価が高かった提案者を委託先候補者に選定する。

企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

なお、審査は提案者から提出された企画提案書等を用いた書面審査としプレゼンテーション審査は実施しない。

(3) 審査の結果について、候補者及び候補とならなかった者に電子メールで速やかに通知する。

(4) 審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目・内容		配点
1	実施体制	
	業務の遂行に関し、十分な実績を有しているか。	10
	業務を円滑に遂行できる人員、実施体制が確保されているか。	5
	具体的な実施計画が検討されているか。	5
2	企画提案内容	
	課題を把握し、的確な提案となっているか。	20
	業務の目的及び法律に関する理解度は十分であるか。	20
	提案内容が理解しやすいものであるか。	10
	提案内容に実現性があるか。	10
	提案内容に創意工夫がみられるか。	10
3	見積額	10

13 契約の相手方の決定方法

県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約により業務委託契約を締結する。

なお、委託先候補者との協議の結果合意に至らなかった場合又は「6 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の提案者と改めて協議を行う。

14 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を越えて提出したもの
- オ 「11 企画提案書等」に示す提出書類がないもの
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和7年度当初予算案の歳入歳出予算が議決されなかったとき若しくは歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき又は緊急時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

(3) 契約保証金について

契約の相手方は、契約締結の日までに契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

15 問い合わせ先及び書類の提出先

埼玉県企画財政部土地水政策課 土地政策担当

電話：048-830-2188（直通）

メール：2180-01@pref.saitama.lg.jp